

第九十回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第二二 号

昭和五十四年十二月四日(火曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
医療保険制度に関する小委員会

小沢 辰男君 越智 伊平君
瓦 力君 住 榮作君
田邊 國男君 竹内 黎一君
戸沢 政方君 箕輪 登君
山崎 拓君 湯川 宏君
金子 みつ君 前川 旦君
村山 富市君 森井 忠良君
谷口 是巨君 平石磨作太郎君
浦井 洋君 田中美智子君
米沢 隆君 戸沢 政方君

昭和五十四年十二月十日(月曜日)
午前十一時三十分開議
出席委員

委員長 葉梨 信行君
理事 越智 伊平君 理事 住 榮作君
理事 竹内 黎一君 理事 山崎 拓君
理事 田口 一男君 理事 森井 忠良君
理事 大橋 敏雄君 理事 浦井 洋君
理事 米沢 隆君
瓦 力君 北口 博君
小坂徳三郎君 田邊 國男君
中野 四郎君 八田 貞義君
船田 元君 牧野 隆守君
山下 徳夫君 金子 みつ君
佐藤 諄君 前川 旦君
村山 富市君 安田 修三君
山本 政弘君 谷口 是巨君
平石磨作太郎君 伏屋 修治君
梅田 勝君 田中美智子君
小沢 正義君

出席國務大臣

厚生 大臣 野呂 恭一君

出席政府委員

厚生省医務局長 田中 明夫君

委員外の出席者

社会労働委員会 調査室長 河村 次郎君

委員の異動

十二月五日

丹羽 雄哉君 補欠選任 宇野 亨君
前川 旦君 角屋堅次郎君
谷口 是巨君 權藤 恒夫君

同日

宇野 亨君 補欠選任 丹羽 雄哉君
角屋堅次郎君 前川 旦君
權藤 恒夫君 谷口 是巨君

十二月四日

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

同月六日

障害児者の生活保障等に関する請願(林保夫君紹介)(第八号)
同(宮田早苗君紹介)(第九号)
同(吉田之久君紹介)(第一〇号)
同(渡辺武三君紹介)(第一一号)
同(和田耕作君紹介)(第二二号)
同(小野信一君紹介)(第二五号)
同(大内啓佐君紹介)(第一一三号)
同(西村章三君紹介)(第一一四号)
同(米沢隆君紹介)(第一一五号)

旧満洲開拓青年義勇隊員の処遇改善に関する請願(田口一男君紹介)(第二六号)
医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(山本幸一君紹介)(第二七号)
同(三件)(上田哲君紹介)(第八九号)
同(沢田広君紹介)(第九〇号)
同(三件)(高沢寅男君紹介)(第九一号)
同(山花貞夫君紹介)(第九二号)
同(渡部行雄君紹介)(第九三号)
同(橋本次郎君紹介)(第一一七号)
同(橋本弥之助君紹介)(第一一九号)
同(和田耕作君紹介)(第一二〇号)
肢体障害者の生活保障等に関する請願(安藤巖君紹介)(第四六号)

同(井上敦君紹介)(第四七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四八号)
同(梅田勝君紹介)(第四九号)
同(浦井洋君紹介)(第五〇号)
同(金子満広君紹介)(第五一号)
同(神崎敏雄君紹介)(第五二号)
同(木下元二君紹介)(第五三号)
同(工藤晃君紹介)(第五四号)
同(栗田翠君紹介)(第五五号)
同(小林政子君紹介)(第五六号)
同(柳利夫君紹介)(第五七号)
同(柴田睦夫君紹介)(第五八号)
同(庄司幸助君紹介)(第五九号)
同(瀬崎博義君紹介)(第六〇号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第六一号)
同(田中美智子君紹介)(第六二号)
同(多田光雄君紹介)(第六三号)
同(津川武一君紹介)(第六四号)
同(辻第一君紹介)(第六五号)
同(寺前巖君紹介)(第六六号)

同(中川利三郎君紹介)(第六七号)
同(中路雅弘君紹介)(第六八号)
同(中島武敏君紹介)(第六九号)
同(中林佳子君紹介)(第七〇号)
同(野間友一君紹介)(第七一号)
同(則武真一君紹介)(第七二号)
同(林百郎君紹介)(第七三三三)
同(東中光雄君紹介)(第七四号)
同(不破哲三君紹介)(第七五号)
同(藤田スミ君紹介)(第七六号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第七七号)
同(正森成二君紹介)(第七八号)
同(松本善明君紹介)(第七九号)
同(三浦久君紹介)(第八〇号)
同(三谷秀治君紹介)(第八一号)
同(村上弘君紹介)(第八二二二)
同(安田純治君紹介)(第八三三三)
同(山原健二郎君紹介)(第八四四四)
同(四ツ谷光子君紹介)(第八五五五)
同(渡辺貢君紹介)(第八六六六)
障害者の医療費無料化等に関する請願(井上敦君紹介)(第八七七七)
同(工藤晃君紹介)(第八八八八)
廃棄物の処理に関する請願(中山正暉君紹介)(第八九九九)
同(河上民雄君紹介)(第一一六六六)
同月七日
労働行政体制の確立等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一四三三三)
同(前川旦君紹介)(第一四四四四)
同(一件)(森井忠良君紹介)(第一四五五五)
同(安田修三君紹介)(第一四六六六)
同(佐藤諄君紹介)(第一四七七七)
良い医療制度確立に関する請願(安田純治君外二名紹介)(第一四八八八)

第一は、医学、医術の進歩は、これを国民の医療の上に反映させてこそ大きな意義を持つものであると思うのでありますが、その意味で、腎臓移植の普及は、腎不全に苦しむ多くの患者にとっての強い願いであらうかと思うのであります。

このような観点から、われわれは、今回、角膜及び腎臓の移植に関する法律案を全党一致で提案したわけでありまして、医療行政を担当する立場から見て、まず厚生大臣の所見を承っておきたいと思うわけでございます。

○野呂国務大臣 腎臓移植につきましては、従来から生体腎移植は行われてきておりますが、最近では死体腎移植の成功率も高まっておりますのでございまして。今後は、死体の腎臓移植を促進することが好ましい方向であると考えておるわけでございます。

これがために、厚生省といたしましては、昭和五十二年度から腎移植施設の体系的な整備を図りますとともに、腎臓移植に必要な腎臓を確保するために腎臓提供者登録制度の普及に努めてまいりました。

今回の議員立法によります法律の制定は、腎臓提供者登録制度の一層の促進を図るとともに、ひいては腎臓移植の向上に寄与するものでございまして。御指摘のように、腎不全に苦しむ患者や移植に携わる医師にとって大きな励みになることはもとより、医療行政の面から考えましても、きわめて有意義なものであると考える次第でございます。

○森井委員 死体からの眼球や腎臓の摘出を行う場合には、どうしても死というものをどう考えるかという問題は避けられないと思います。移植を行う医師にしてみれば、できるだけ早く眼球や腎臓を摘出するのが好ましいでしょうが、そのために安易に死の判定がなされるということになりますと、摘出される側としてはゆゆしい問題であります。

そこで、死というものはどのような基準で判定されるのか、また、そうした基準があるのならば

法律上明記することにしたらどうか、こうした点の見解を承っておきたいと思ひます。

○田中(明)政府委員 死の判定につきましては、本来医師の判断に属すべき事項でございますが、日本におきましては、医学上一般には、呼吸の停止、心拍の停止、瞳孔の散大の三徴候をもって死というふうに定義されております。

移植のための眼球または腎臓の摘出につきましては、ただいま述べましたこの三つの徴候を確認してから摘出を行いましたも十分移植が可能でございますので、死の判定基準の問題に触れることがございまして、したがって、特別の規定を設ける必要はないと考へた次第でございます。

○森井委員 法案では、眼球や腎臓の提供についてはあつせん業が規定されておりますが、こうしたあつせん業というものは通常の物品のあつせんとはおのずから性格が異なり、むやみに行われてはならないと思ひます。

そこで、まず、眼球や腎臓のあつせん業の実態はどうなっているかを伺いたいと思ひます。そして、今後それらをどのように指導していく考え方なのか。特に腎臓については全国で一元的に行う必要があると聞いておりますけれども、その考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

なお、こうしたあつせん業が営利目的で行われるとすれば大変なことでありまして、厳しい指導が必要であると思ひますが、この点についても伺ひをしておきたいと思ひます。

○田中(明)政府委員 眼球につきましては、あつせん業が都道府県ごとに整備する計画でございますが、このアイバンクが厚生大臣の許可を得て行つてまいっております。昭和五十二年度末で眼球の提供登録者数は九万を超えております。また、眼球の移植を希望する者の登録数は千七百二十九人となっております。

腎臓についてはあつせん業でございますが、この提供登録は、国の補助によりまして社団法人腎臓

移植普及会が現在行つております。昭和五十四年十月現在で登録者数は六千八百二十一人でございます。また、腎臓の移植を希望する登録は国立の佐倉病院で行つておりますが、昭和五十四年十月現在で登録者数は千二百三人となっております。

眼球についてはあつせん業につきましては、従来から眼球提供あつせん業者許可基準を厚生省医務局長通知によつて定めまして、営利を目的とするものは許可しない取り扱いとなつており、営利性が問題となつたということはございません。

腎臓につきましては、先生御指摘のとおり、組織適合性の観点というものが事実上個別のあつせんは不可能でございますので、全国的なネットワークで行うことが適当であると考へております。原則といたしまして社団法人腎臓移植普及会で一元的に行うように指導してまいりたいと存じております。

なお、今後ともあつせん業の許可は営利を目的とするものには与えないというようにしております。営利性が問題となるようなことはないと考へております。

○森井委員 移植により患者が救われるというのは非常に結構なことですが、角膜移植にしても腎臓移植にしても、手術をするわけですから、かなりの費用がかかると思ひます。

この費用が患者や関係者だけの負担ということになると、せっかくの移植も進まなくなると思ひます。移植に際して、そのための費用負担はどうなっているのか。また、少なくとも患者には負担がかからないようにすべきだと思ひますが、この点についてもお答えを承つておきたいと思ひます。

○田中(明)政府委員 角膜の移植につきましては、経費負担でございますが、現在、角膜の摘出の経費は各都道府県のアイバンクで負担しております。これは額もそれほど要するものではございません。角膜の移植の経費でございますが、これは医療保険が適用になっております。

次に、腎臓、死体腎の移植についての経費で

ございますが、腎臓の摘出経費につきましては、先ほど申しました社団法人腎臓移植普及会で二十万円を負担いたしております。その半額を国庫補助いたしております。また、摘出した腎の組織適合性の検査でございますが、これは地方腎センターで負担いたしております。その半額を国庫補助しております。腎臓の移植の経費につきましては、角膜同様、保険が適用されております。

ただいま申し上げましたように、移植の経費についてはそれぞれ保険の適用が現在でもなされておりますが、そのほか更生医療の対象となつておりまして、実質上患者の負担はほとんどございません。

また、腎の摘出等の経費についてでございますが、現在でも、先ほど御説明いたしたとおり国の助成措置が行われておりますが、患者さんあるいは医療機関の負担が過大にならないよう今後とも充実に努力してまいりたいというふうに考へております。

○森井委員 最後に、この法律により、死体から眼球や腎臓を摘出することが正当な行為として明確にされるわけでありますが、それとの関連で、いわゆる小人症の治療薬をつくるために脳下垂体を摘出する問題についてお聞きしたいと思ひます。

同じく患者の治療に役立てるという意味では、この問題も重要な課題であることは申すまでもありません。死体からの眼球や腎臓の摘出を認めるということであれば、脳下垂体の摘出についても法律的根拠を与えることを真剣に考へていただきたいと思ひますが、見解を承つておきたいと思ひます。

○野呂国務大臣 今回の法律は、移植による患者の治療を促進するために、死体から移植目的でなされる眼球または腎臓の摘出は治療行為として正当な行為であるということが明確にされるわけでございまして、脳下垂体の摘出は、小人症の治療薬をつくるという点において同じく医療上の目的でございまして、しかしながら、移植が目的でござい

ませんので、直ちにこの法律の中に組み込むことは大変問題があるのではなからうかというふうに行きまして、その後において、死体からの臓器の摘出に対する国民感情の推移等を見守りながら、これら臓器の摘出についても法律制定を考慮していく必要があるのではないか、かように考えております。

○森井委員 終わります。

○葉梨委員長 これにて森井君の発言は終わりました。

お諮りいたします。
角膜及び腎臓の移植に関する法律案起草の件につきまして、お手元に配付してあります草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○葉梨委員長 起立総員。よって、さよう決しました。
なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○葉梨委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回、明十一日火曜日午前十時理事会、午前十一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

角膜及び腎臓の移植に関する法律案

角膜及び腎臓の移植に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、角膜移植術による視力障害者の視力の回復及び腎臓移植術による腎臓機能障害者に対する腎臓機能の付与に資するため、死体から眼球又は腎臓を摘出すること等につき必要な事項を規定するものとする。

(医師の責務)

第二条 医師は、角膜又は腎臓の移植を行うに当たつては、診療上必要な注意をしなければならない。

(眼球又は腎臓の摘出)

第三条 医師は、視力障害者の視力の回復を図る目的で行われる角膜移植術に使用されるための眼球を、死体から摘出することができる。

2 医師は、腎臓機能障害者に腎臓機能を付与する目的で行われる腎臓移植術に使用されるための腎臓を、死体から摘出することができる。

3 医師は、第一項又は前項の規定による死体からの眼球又は腎臓の摘出をしようとするときは、あらかじめ、その遺族の書面による承諾を受けなければならない。ただし、死亡した者が生存中にその眼球又は腎臓の摘出について書面による承諾をしており、かつ、医師がその旨を遺族に告知し、遺族がその摘出を拒まないとき、又は遺族がないときは、この限りでない。

(摘出してはならない場合)

第四条 医師は、変死体又は変死の疑いのある死体から、眼球又は腎臓を摘出してはならない。

(礼意の保持)

第五条 第三条の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出するに当たつては、礼意を失わないように特に注意しなければならない。

(省令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、第三条の規定による眼球又は腎臓の摘出及び同条の規定により摘出した眼球又は腎臓の取扱いに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(使用しなかつた部分の眼球又は腎臓の処理)

第七条 病院又は診療所の管理者は、第三条の規定により死体から摘出した眼球又は腎臓であつて、角膜移植術又は腎臓移植術に使用しなかつた部分の眼球又は腎臓を、厚生省令で定めるところにより処理しなければならない。

(眼球又は腎臓のあつせんの許可)

第八条 業として死体の眼球又は腎臓の提供のあつせんをしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣の許可を受けなければならない。

(罰則)

第九条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十条 第八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(角膜移植に関する法律の廃止)

2 角膜移植に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この法律の施行前に前項の規定による廃止前の角膜移植に関する法律(以下「旧法」という。)第二条の規定による遺族の書面による承諾を受けている場合の視力障害者の視力の回復を図るための角膜移植術を行う必要があるときに行う死体からの眼球の摘出については、なお従前の例による。

(旧法第二条の規定による眼球の摘出(前項に規定する眼球の摘出を除く)及び同条の規定により摘出した眼球の取扱い並びに同条の規定により摘出した眼球であつて角膜移植術に使用しなかつた部分の眼球の処理については、なお従前の例による。)

4 旧法第二条の規定による眼球の摘出(前項に規定する眼球の摘出を除く)及び同条の規定により摘出した眼球の取扱い並びに同条の規定により摘出した眼球であつて角膜移植術に使用しなかつた部分の眼球の処理については、なお従前の例による。

(この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により眼球の提供のあつせんの許可を受けている者は、第八条の規定により眼球の提供のあつせんの許可を受けた者とみなす。)

5 この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により眼球の提供のあつせんの許可を受けている者は、第八条の規定により眼球の提供のあつせんの許可を受けた者とみなす。

(この法律の施行前にした行為及び附則第四項

6 この法律の施行前にした行為及び附則第四項

の規定により従前の例によることとされる旧法

第六条の規定による角膜移植術に使用しなかつ

た部分の眼球の処理に係るこの法律の施行後に

した行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

7 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。
第五号第四十二号の三中「角膜移植に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)」を「角膜及び腎臓の移植に関する法律(昭和五十四年法律第 号)」に、「基き」を「基づき」に、「眼球」を「眼球又は腎臓」に改める。
第十条第二号の四中「角膜移植に関する法律」を「角膜及び腎臓の移植に関する法律」に改める。

理 由

角膜移植術による視力障害者の視力の回復及び腎臓移植術による腎臓機能障害者に対する腎臓機能の付与に資するため、死体から眼球又は腎臓を摘出することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。